



HACCP 認証マークの使用についての規程

1. 前置き

これらの規程は別紙図 1 に示してある総合衛生管理 HACCP 認証協会の認証マークに関するものである。認証マークの所有者は以下である。

株式会社 HACCP 認証協会

上記機関は以下の目的のために認証機関に認可されている民間第三者認証機関である。

2. 定義

規程では：

(a) 「Certificate—認証証書」とは指定された製品について、認証機関が発行した証書を意味する。

(b) 「指定された製品」とはマークを付ける予定の製品を意味する。

(c) 「使用」とは、法に適った、公認の、非独占的で制限された、取り消し可能なマークの使用権を有することである。

3. マークの使用

3.1 クライアントは認証機関による製品や提供するサービス、それらの宣伝資料に表示する場合のマークの色やサイズなどの注意事項を定期的に見直すべきである。これらについては認証機関により事前に文書で承認を得なければならない。

3.2 クライアントは特に以下に同意しなければならない。

(a) 「認証機関」からの文書による承認がない限り、マークにいかなる変更も加えない（例：クライアントの宣伝資料に合わせて色の組み合わせを変えるなど）

(b) マークは同文書および認証証書に記載されているようにのみ使用する。

(c) マークは指定された製品にのみ、あるいはそれに関連してのみに使用する。

(d) 指定された製品とその他の製品とが混乱しないような方法で、マークを文具、印刷物、宣伝資材に使用する。

(e) マークの表示について守らなければならない認証機関の指示に必ず従う。

(f) 認証証書が差し止め、撤回、無効になった場合は、直ちにマーク、またはそれを示唆するようなものを文具、印刷物、宣伝資料で使用することを停止する。また、その後もそれらを模倣したものを使用してはならない。



- (g) 認証証書の有効期限内、またはそれ以降もマークの所有権を保持している。あるいはそのような印象を与える主張をして、ここに記載してあるようなマークの使用を認可する認証機関、その後任者、委託人の権利に反対してはならない。
- (h) マークは自社商標のわき、もしくは結合してのみ使用し、認証機関より承認を得なければならない。
- 3.3 クライアントのマーク使用権利は、認証機関からの文書での許可のみ譲渡可能である。
- 3.4 マークを使用しても、クライアントの指定製品のデザイン、製造、性能に対する法的責任は免除されない。

図 1



注) マークの色の組み合わせ：

予め印刷されていたものの主な色、または1色一茶、黒、濃い青、金のみ

提案されたこの HACCP 品質認証マークの使用法についての規程に同意します。

株式会社 マルキョウ 精肉センター

役職 部長 ご署名 原 史人 日付：令和 5 年 12 月 2 / 日
 (12/22 までに当協会にご返信ください。 FAX：0942-27-8857)